

」○日野市教育委員会後援等名義使用承認事務取扱要綱

昭和 52 年 6 月 1 日

制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、日野市教育委員会(以下「委員会」という。)の名義使用について必要な事項を定めるものとする。

(名義の種類)

第 2 条 委員会が認める名義は、委員会の後援及び共催とする。

(決定区分)

第 3 条 名義使用承認は、必要に応じ関係部課長の合議を経て、教育長決定とする。

(使用承認の基準)

第 4 条 名義使用承認の基準は、次の各号によるものとする。

(1) 事業の内容は、次に掲げるとおりであること。

ア 営利を目的としての事業ではなく、教育、学術及び文化の向上普及に寄与するもので、公益性のあるもの。ただし、宗教活動、政治活動と認められるものは除く。

イ 委員会の教育行政の運営に関する一般方針に反しないもの

ウ 事業規模が、委員会名義の使用にふさわしいもの

(2) 主催者は、次に掲げるものの一であること。

ア 官公庁

イ 学校及び学校の連合体

ウ 公共組合及び営造物法人

エ 公益法人及びこれに準ずる団体

オ 新聞社、映画社、学術研究機関等

カ 教育行政に積極的に協力してきた民間の法人、及び市内の団体

キ その他の団体で、承認基準に該当するもの

(3) その他、次に掲げるとおりであること。

ア 講習会等にあつては、その講師が、事業目的に真に適当な人であること。

イ 開催及び開設の場所は、公衆衛生、災害防止について、十分な設備及び措置が講ぜられていること。

ウ 過去に名義の使用承認を受けたもので、事業実績報告書等の義務を履行しているもの

(承認申請書の提出)

第5条 委員会の名義使用を願うものは、あらかじめ名義使用申請書(第1号様式)に参考となる資料を添付し、事業開始1カ月前までに委員会に提出して、承認を受けなければならない。

(申請の承認)

第6条 委員会は、承認申請書が第4条の基準に該当していると認めるときは、次の各号の条件を付して承認し、申請者に承認書(第2号様式)の交付をするものとする。

- (1) 名義使用承認期間は、承認した日から当該事業終了までとする。
- (2) 入場料その他これに類するものを徴しないこと。ただし、当該事業の運営に係る経費のみに充てるもので、特に必要と認められたものは除く。
- (3) 名義使用を承認したものについての事務分担及び経費負担は、一切しないこと。
- (4) パンフレット、ポスターその他印刷物等に後援等の旨を表示するときは、事前にその内容を提出すること。

(申請事項の変更届)

第7条 名義使用の申請を承認されたものが、その後、申請書に記載した事項に変更が生じた場合には、速やかに委員会に報告し、変更承認を得なければならない。

(名義使用の取消し)

第8条 名義使用の申請を承認されたものが、次の各号の一に該当した場合には、第3号様式により名義使用の取り消しを行うものとする。

- (1) 申請者が、名義使用の取り消しを願うとき。この場合には、理由を付した文書を委員会に提出すること。
- (2) 名義使用承認の基準に反していることが認められたとき。
- (3) 申請者が、名義を他人に譲渡したとき。

(実績報告)

第9条 名義使用を承認されたものが、当該事業を終了したときは、1カ月以内に事業実績報告書及び経理について報告するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項があるときは、教育長がこれを定めるものとする。

付 則

この要綱は、昭和52年6月1日から施行する。

付 則(平成5年5月18日)

この要綱は、平成 5 年 5 月 18 日から施行し、この要綱による改正後の日野市教育委員会 [後援名義](#) 使用承認事務取扱要綱の規定は、平成 5 年 5 月 1 日から適用する。

付 則(平成 9 年 6 月 1 日)

この要綱は、平成 9 年 6 月 1 日から施行する。

付 則(平成 16 年 8 月 1 日)

この要綱は、平成 16 年 8 月 1 日から施行する。

様式 略